

<p>商品名等 (電気用品名等)</p>	<p>ウォーターベッド用ヒーター及びコントローラー</p>
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、ウォーターベッドの製造過程でベッド枠に取り付けられるヒーターユニットとその温度コントローラーで、ウォーターベッドの水バッグを保温するものである。</p> <p>○構造、仕様、意匠 ヒーターユニットとそれに同梱された専用温度コントローラーで構成される。 ヒーターユニットは、A社が製造するもので、シート状の発熱体に70℃のバイメタル式自動温度調節器が2個取り付けられ、電源電線及び電源接続用の接続器を付帯した、充電部の露出等のない電気用品として完成された形態のものである。 専用温度コントローラーは、差込みプラグ付電源電線、温度設定ダイヤル、ヒーターユニット接続用アウトレット及び温度センサーを有しているもので、B社が製造しA社に出荷する。 ヒーターユニットと専用温度コントローラーとの接続は、別表第四6(1)ニ(ホ)bに該当する寸法の接続器によって行われる。A社は、B社から購入した専用温度コントローラーを自社が製造するヒーターユニットに同梱してC社に出荷する。ウォーターベッドへの取付けは、ウォーターベッド製造事業者であるC社によって行われ、ベッド枠の所定の位置にヒーターユニット及び専用温度コントローラーに付帯した温度センサーを取り付けて、そこに水バッグを設置することでウォーターベッドが完成する。 ウォーターベッドに取り付けられたヒーターユニットの通電を専用温度コントローラーでON/OFF制御し、季節に応じて水バッグの温度を24～36℃の温度に調整することができる。</p> <div data-bbox="494 1008 1388 1612" data-label="Diagram"> </div> <p>定格：ヒーターユニット AC100V、300W 専用温度コントローラー AC100V、50/60Hz 制御負荷 MAX350W</p> <p>○主な使用者、販売先 ウォーターベッド製造事業者</p>	

2 対象・非対象の解釈

A社が製造するヒーターユニットは、単体で、特定電気用品以外の電気用品のうち、電熱器具の「その他の採暖用電熱器具」として取り扱う。ヒーターユニットに同梱される、B社が製造する専用温度コントローラーは、電気用品安全法上、非対象として取り扱う。

なお、C社が製造するウォーターベッドとして完成したものは、特定電気用品以外の電気用品のうち、電熱器具の「その他の採暖用電熱器具」として取り扱う。

(理由)

ヒーターユニットは、単体で電気用品として完成された構造の電熱器具であり、採暖を目的とするものであることから、単体で「その他の採暖用電熱器具」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。

専用温度コントローラーについては、操作パネル上のボタン操作等によりON/OFFするものなら点滅機構を有した「その他の差込み接続器」等に該当するが、温度センサーによる検出温度と設定温度とを比較して、接続器により接続された電気機器を自動でON/OFF制御するものなので、コントローラーの扱いとなり、この用途、機能に該当する電気用品が指定されていないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。

また、ヒーターユニット及び専用温度コントローラーの温度センサーをベッド枠に組み込み、ウォーターベッドとして完成されたものは、ヒーターユニットとは別の新たな採暖用電熱器具であり、「その他の採暖用電熱器具」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。